

特定健康診査を受けましょう



実施期間 9月30日(木)まで実施中

下記の方を対象にした特定健診が始まりました。特定健診は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。

また、65歳以上の方には、健診と同時に、介護予防のための生活機能評価を行います。生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、是非この機会に健診を受けましょう。

伊奈町国民健康保険に加入している方

☎ 住民課国民健康保険係 2115

実施期間	9月30日まで実施中	
対象者	40～64歳	65～74歳
健診種類	特定健康診査	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、住民課国民健康保険係までご連絡ください。(ただし、5月1日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は住民課国民健康保険係までご連絡ください。)	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●受診券 ●保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ●受診券 ●保険証 ●介護保険証
費用	無 料	

後期高齢者医療に加入している方

☎ 福祉課医療係 2128

実施期間	9月30日まで実施中	
対象者	75歳以上(一部65歳以上の方を含む)	
健診種類	健康診査	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方、年齢到達で後期高齢者医療の被保険者になった方については、受診券を交付しますので、福祉課医療係までご連絡ください。	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●受診券 ●保険証 ●介護保険証 	
費用	無 料	

40～74歳で、町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...
ご自分が加入している健康保険組合に受診の方法等をご確認ください。

例年9月下旬は、どの医療機関も大変混み合いますので、早めに受診されますようお願いいたします。

後期高齢者医療について

☎ 福祉課医療係 2128

平成22年度分の保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、平成22年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

特別徴収(年金からの天引き)対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者(日本年金機構など)からの通知に基づいて行われています。

普通徴収対象の方
保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。

納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)となっています。

今年10月から特別徴収が開始される方は、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。

7月から9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に納付通知書を送付します。

今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方

転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

被保険者証の更新

後期高齢者医療に加入している方に対して、新しい被保険者証を7月中に送付します。自己負担割合(1割または3割)については、前年の所得を基に判定します。

新しい被保険者証の有効期限は平成23年7月31日です。

旧被保険者証は、後日、福祉課窓口へ持参いただくかご自身で裁断するなどの処分をしていただきますようお願いいたします。

平成22年度分

介護保険料の納付を

お願いいたします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方へ平成22年度分の納入通知書（介護保険料額決定通知書）を郵送します。詳しくは下記のほか、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

なお、平成21年度から23年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

昨年度、保険料を改正するにあたり、介護従事者の処遇改善のために行われた介護報酬改定（プラス3%）に伴い、保険料が上昇した分は、国が

災害時要援護者「個別計画」の登録を

広報いな5月号でお知らせしました『伊奈町災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)』に基づく災害時要援護者に該当する方には、7月1日に「個別計画」の登録についての通知を送付しました。

今回、通知を送付させていただいた方々は、本年6月1日現在における次の対象者ですが、登録についてのご不明な点や通知が届かない場合がありますらご連絡ください。

対象者

介護保険の要介護認定が3～5の方
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する方
75歳以上の1人暮らし高齢者
75歳以上のみで構成される世帯の高齢者

この「個別計画」は避難支援を希望される方に緊急時連絡先、居住の状況、特記事項、自宅周辺地図、避難場所、避難所などの必要事項をご記入いただき、町に提出して登録となります。

登録後、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等に、地域での支援活動に必要な情報を提供し、災害時の避難支援に活用してもらいます。

☎ 福祉課総合福祉係 2125

納入通知書を送付します。
昨年度、納入通知書により保険料を納めた方（今年4月、6月または8月に特別徴収が開始された方を除く）

その一部を負担し（介護従事者処遇改善臨時特例交付金）、被保険者への上昇に伴う負担を軽減しています。

特別徴収（年金からの天引き）対象の方

昨年度、特別徴収されていた方は、今年度も引き続き年金から天引きとなります。今年4月、6月、8月から新たに特別徴収が開始される方へも特別徴収開始通知書を送付します。

普通徴収対象の方

次のから のいずれかに該当する方には、7月上旬に

7月から9月は納入通知書で納めていただき、10月以降年金からの天引きとなります。

今年4月から6月までの間に満65歳になられた方

今年4月から6月までの間に転入をされた65歳以上の方

前記以外の方

今年7月以降に満65歳になられる方には、満65歳到達月またはその翌月に納入通

知書を送付します。
今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

☎ 福祉課介護保険管理係 2124

安全・便利な

口座振替を

ご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。（普通徴収納入通知書に添付されている口座振替依頼書で申込みできます。）

口座振替の開始は、申込みの翌月末以降からとなります。町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要があります。

ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、それぞれ指定の用紙でお申し込みください。

☎ 福祉課介護保険管理係 2124

介護保険サービス利用者の軽減について

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。介護サービス利用料助成認定

軽減内容

訪問介護
訪問入浴介護
通所介護

通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護

訪問リハビリテーション
訪問看護

前記のいずれかのサービス（介護予防を含む）を利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または6%に軽減します。負担限度額認定

介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者との施設（事業者）との契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができま

す。いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。
☎ 詳しくは、福祉課介護保険管理係 2124または担当のケアマネジャーへ